

障がい者施策の動向

1 国の基本計画

(1) 障害者基本計画（第4次）（平成30年閣議決定）

基本理念

共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

基本的方向

1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強かに推進
2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
3. 障がい者差別の解消に向けた取組を着実に推進
4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障がいのある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障がい特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障がい者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

2 関係法の動向

(1) 関連法の制定・改正

① 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部改正 (平成 29 年)

- ・民間の空き家・空き室を活用して、高齢者、低額所得者、子育て世帯、障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度を創設するなど、住宅セーフティネット機能を強化

② 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正 (平成 30 年)

- ・理念規定に、共生社会の実現、社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化し、国及び国民の責務に、高齢者、障がい者等に対する支援（鉄道駅利用者による声かけ等）を明記し、全国におけるバリアフリー化を一層推進するために総合的な措置を講ずる

③ 学校教育法等の一部改正（平成 30 年）

- ・障がい等により教科書を使用して学習することが困難な児童生徒の学習上の支援のため、必要に応じて「デジタル教科書」を通常の紙の教科書に代えて使用することができるよう、所要の措置を講ずる

④ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・施設のバリアフリー化や情報保障といった、障がいのある人が文化芸術を鑑賞しやすくする取組や、作品を発表できる機会の確保、著作権の保護、高い評価を受けた作品の販売・発信に関する支援など、障害のある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進する

⑤ ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の制定（平成 30 年）

- ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進するため、国等の責務を明記し、諸施策の実施状況の公表や諸施策の策定等に当たっての留意点を定めた

⑥ 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正（令和元年）

- ・国および地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが盛り込まれるとともに、民間の事業主に対する措置として、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給や障がい者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良な中小事業主の認定などの新たな制度の創設が盛り込まれた

⑦ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定（令和元年）

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための措置を講ずる

⑧ 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定（令和元年）

- ・視覚障がい者等の読書環境の整備推進に関し、国や自治体が果たすべき責務などを明記するとともに、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等の視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的に進めるための施策が示された

3 障がい福祉計画の見直しの動向

（１）基本指針の見直しの主なポイント

① 地域における生活の維持及び継続の推進

- ・地域生活支援拠点等の機能の充実を進める
- ・日中サービス支援型共同生活援助等のサービスを踏まえた地域移行の検討

② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を一層推進するため、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を成果目標に追加する
- ・ギャンブル等依存症をはじめとする依存症について、自治体や関係者等の地域の包括的な連携協力体制の構築や依存症の理解促進等、依存症にかかる取組事項を盛り込む

③ 福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行や工賃・賃金向上への取組を一層促進させる
- ・就労定着支援事業の利用促進を図り、障がい者が安心して働き続けられる環境整備を進める
- ・地域共生社会の実現に向け「農福連携ビジョン」を踏まえた農福連携の更なる推進をするとともに、多様なニーズに対応した就労支援として、大学在学中の学生や高齢者に対する就労支援について追加する

④ 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・「相談支援」「参加支援（社会とのつながりや参加の支援）」「地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援」を一体的に実施する包括支援体制について、基本的な姿勢や理念を盛り込む

⑤ 発達障がい者等支援の一層の充実

- ・発達障がい者等に対して適切な対応を行うため、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングなどの発達障がい者等の家族等に対する支援体制の充実を図る
- ・発達障がいを早期かつ正確に診断し、適切な発達支援を行う必要があることから、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することの重要性を盛り込む

⑥ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・難聴障がい児の支援体制について、取組む仕組みを作っていく方向性を盛り込む
- ・児童発達支援センターや障害児入所施設について、今後果たすべき役割を明記する
- ・障害児入所支援における18歳以降の支援のあり方について、関係機関が参画して協議を行う体制の整備について盛り込む
- ・自治体における重症心身障害児及び医療的ケア児のニーズの把握の必要性について明記する

⑦ 障がい者による文化芸術活動の推進

- ・国の計画を踏まえ、関係者等の連携の機会の設置、人材育成や創造活動への支援等の取組の推進をより図るため、都道府県単位で障害者による文化芸術活動を支援するセンターの重要性を基本指針に盛り込む

⑧ 障害福祉サービスの質の確保

- ・多様となっている障害福祉サービスを円滑に実施し、より適切に提供できるよう、サービス事業者や自治体における研修体制の充実や適正なサービス提供が行えているかどうかを情報収集するなどの取組について、基本指針に盛り込む

⑨ 福祉人材の確保

- ・関係団体等からの要望が多くあることから、基本指針に盛り込む

(2) 個別施策に係る見直し事項（その他の見直し項目）

① 「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組む
- ・地域ごとの地理的条件や地域資源の実態などを踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む必要がある

② 障がい福祉人材の確保

- ・提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要がある
- ・専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉現場の魅力に関して積極的な周知・広報の実施 など、関係者が協力して取り組んでいくことが重要である

③ 障がい者の社会参加等を支える取組

(障がい者文化芸術活動・読書バリアフリーの推進)

- ・障がい者が文化芸術を享受し創造や発表の機会等の多様な活動を促進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加を図る
- ・視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進する

④ 依存症対策の推進

- ・依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施及び幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知及び整備並びに自助グループ等の当事者団体を通じた回復支援が重要であり、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症である者等及びその家族に対する支援を行う必要がある

⑤ 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

- ・地域支援機能を強化することにより、障がい児の地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要である
- ・より家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進するとともに、地域との交流機会の確保や地域の障害児に対する支援を行うことなど、施設を地域に開かれたものとする必要がある
- ・障害児入所支援については、入所している児童が18歳以降についても適切な場所で適切な支援を受けることができるよう、都道府県と市町村に加え、学校、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所等の関係機関の参画を得て、18歳以降の支援のあり方について、適切な時期に必要な協議が行われるような体制整備を図る必要がある
- ・障害児通所支援の体制整備に当たっては、支援が必要な子供やその保護者が、地域で切れ目ない支援を受けることができるよう、障がい福祉主管部局と教育委員会がより緊密な連携を図ることが重要である
- ・放課後等デイサービス等の障害児通所支援の実施に当たっては、学校の余裕教室の活用等、近隣施設との緊密な連携を促進することができる実施形態も検討することが必要である
- ・地域における重症心身障害児の人数やニーズを把握する（管内の障害児入所施設をはじめとして在宅サービスも含む重症心身障害児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・地域における医療的ケア児の人数やニーズを把握する（管内の短期入所事業所をはじめとした医療的ケア児の支援体制確保の実態も合わせて把握することが望ましい）
- ・家庭環境等を十分に踏まえた支援や家族全般のニーズ把握が必要である（施設単位で補うのではなく、自立支援協議会等を活用して短期入所の役割や在り方について検討し、地域において計画的に短期入所が運営されることが必要）
- ・医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配

置を促進することが必要である

- コーディネーターについては、医療的ケア児に関するコーディネーターを養成する研修を終了するとともに、必要に応じ相談支援従事者初任者研修を受講することが望ましい

⑥ 農福連携等に向けた取組

- 一般就労が直ちに難しい場合においても、適性に応じて能力を発揮し、地域において自立した生活を実現するため、就労継続支援事業における工賃等の向上を引き続き図っていくことが望ましい
- 就労継続支援事業等における農福連携の取組が推進するよう、農福連携に関する理解を図るとともに、各事業所に対する支援を進めることが望ましい
- 高齢障がい者における社会参加・就労に関する多様なニーズに対応するため、就労継続支援事業B型事業等による適切な支援を実施するとともに、高齢障がい者のニーズによって、他のサービスや事業に適切につなぐことができる体制の構築を進めることが望ましい